

法人の実質的支配者の登録制度（BO リスト制度）

大阪弁護士会 民暴委員会委員
弁護士法人中央総合法律事務所
弁護士 高橋 瑛輝

1 法人の実質的支配者を知る必要性

法人は、自然人と異なる独立した財産権の帰属主体であり、自然人は、その有する財産を法人の財産とすることで、他の自然人の協力を得なくとも財産の帰属主体を変更することが可能となります。また、法人は、一般にその財産に対する権利・支配関係が複雑であり、会社であれば、株主、取締役、執行役、さらには債権者が存在するなど、会社財産に対して複数の者が、それぞれ異なる立場で権利又は権限を有することになります。そのため、財産を法人へ流入させれば、法人特有の複雑な権利・支配関係の下に当該財産を置くことにより、その帰属主体が不明確になることから、財産を実質的に支配する自然人を容易に隠匿することができます。さらに、法人を実質的に支配すれば、その事業の名目で、多額の財産の移動を頻繁に行うことができるようになります。

暴力団などの反社会的勢力は、このような法人の特性を悪用し、法人を隠れ蓑にしたり、取締役等に自己の影響力が及ぶ第三者を充てたりするなどし、外形的には自己と法人との関わりを不透明にしつつ、実質的には法人及びその財産を支配するなどしています¹。

2022年3月23日の朝日新聞の報道によれば、暴力団関係者であることを隠して企業の株券を購入し、実質的な経営権を握ったとして、警視庁が指定暴力団組長らを逮捕したとのことであり、こうした「乗っ取り」を通じて、資金が暴力団に流れていたとみられています。

このような法人特有のリスクに鑑み、現在、金融機関などにおいては、法人顧客と取引をする際に、その実質的支配者を確認することが法律で義務付けられています²。

¹ 国家公安委員会「犯罪収益移転危険度調査書」（令和3年12月）66頁。

² 犯罪収益移転防止法4条1項4号。

2 実質的支配者の定義

ここでいう「実質的支配者」の定義は、まずその法人が株式会社などの資本多数決法人なのか、それ以外なのかによって変わりますが、資本多数決法人の場合、基本的には、25%を超える議決権を直接又は間接に有している自然人（但し、他に50%を超える議決権を直接又は間接に有している自然人がいる場合や、当該法人の事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合は除きます。）が実質的支配者に該当します。もし、該当者がいない場合、出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有する自然人が、その該当者もいなければ、当該法人を代表し、その業務を執行する自然人が実質的支配者となります³。

3 BO リスト制度

実質的支配者については、2022年1月31日より、株式会社からの申出に基づき、商業登記所において、当該株式会社の実質的支配者のリスト（実質的支配者＝Beneficial Ownerの頭文字をとって、「BO リスト」とも呼ばれています。）を保管する制度が始まりました⁴。この制度の利用はあくまでも任意であり、また、商業登記所の登記官が実質的な審査をするわけではありませんが、虚偽の申請をすれば罰則の対象にもなり得るとされているため、この制度を利用したBO リストを提出することができる企業は、一般に、法人の支配関係の透明性に関する信用性が高まることが期待できます。無料で利用できることもあり、金融機関との継続的な取引関係の中で提出が求められる書類の一つに挙げられることもあります。

近年のG7/G20等における国際的な議論においても、不正な活動に実態が不透明な法人が利用されていることに強い危機感が示されており、各国に対しては、法人の透明性を向上させ、法人の悪用を防止する観点から、法人の実質的支配者情報を把握・管理する制度の構築が求められているところです。日本にとっても、実質的支配者情報を把握・管理するための取組は、国際基準に合致したビジネス環境を整備するためにも重要であり、このような認識のもと、政府としても、BO リスト制度の利用促進とともに、法人の実質的支配者情報の一元的かつ継続的・正確な把握を可能とする枠組みに関する制度整備に向けた検討を進めることとされています⁵。

³ 犯罪収益移転防止法施行規則11条2項1号、2号及び4号。

⁴ 商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則（法務省告示第187号）。

⁵ 2022年5月19日マネロン・テロ資金供与・拡散金融政策会議決定「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」13頁。

日本における法人の透明性向上のための取組みは緒に就いたばかりといえますが、今後、BOリスト制度の普及も一つの鍵となります。いずれBOリストが標準化してくれば、この制度を利用しない（できない）企業が浮き彫りになるともいえますので、各企業においても、BOリストを積極的に利用、活用していくことが期待されているといえるでしょう。

以上

※本内容における意見に関する部分は、執筆者個人によるものです。

※禁転載